

一般社団法人全国警備業協会関係

加盟会員専用 お知らせ （令和7年度No.2）

下記のとおりのお知らせがありましたので参考にして下さい。

別添1 「警備業務におけるサングラス着用ガイドライン」の策定について

別添2 「警備業におけるカスタマーハラスメント事例集」の作成について

別添3 「全国安全週間の実施に伴う協力依頼」について

別添4 「令和7年度警備業功労者受賞者の決定」について

別添 1

警備業務におけるサングラス着用ガイドライン

令和 7 年 4 月 28 日
一般社団法人全国警備業協会

1 趣旨

近年、年平均気温が上昇し、夏季において猛暑日が年々増加しており、また、紫外線が人体に及ぼす影響についても注目されている。このような状況において、警備業務に従事する者が年間を通じて紫外線から目を保護し、安全かつ効果的な警備業務が遂行できるよう、サングラスの着用に関するガイドラインを定めるものである。

2 運用基準

(1) 対象者

警備業務に従事する者

(2) 着用目的

ア 紫外線による健康被害を防止する。

イ 太陽光等を遮ることによって視認性を確保し事故を防止する。

(3) サングラスの規格及び仕様

ア 色

レンズ及びフレームともに、黒色系、茶色系又はそれに近い色調のもの

イ 形状

警備員としての品位を損なわないものであって実用的なもの

特に、次のような奇抜なデザインやファッション性重視のものは着用しない

・派手な色や大きなロゴ、反射性の高いミラーレンズタイプのもの

・威圧感や不安を抱かれるようなもの

ウ 性能

紫外線から目を保護する機能を有するもの

(4) 着用基準

ア 昼間の屋外での警備業務に従事する（車両乗車中を含む。）ときに限り着用することができる。ただし、屋内であっても直射日光が差し込む場所など、着用の必要性がある場合は着用することができる。

イ 夏季に限定せずに、他の季節でも必要に応じて着用することができる。

3 留意事項

(1) 警備業者からユーザーに対してサングラス着用の必要性を十分に説明したり、またはホームページ等で告知したりするなど、事前に了承を得られるように努めること。

(2) 警備員のサングラス着用状況について、本ガイドラインの基準に適合しているか警備業者の責任において、適宜確認すること。

(3) サングラスを着用するに当たっては、端正かつ見苦しくない着用に努めること。なお、ユーザーとの対面時や身分証を掲示する際は外す。

(4) 日本産業規格(JIS 規格)において、次のとおり定められている点に留意し、製造元または発売元に確認するなど、規格に準拠したサングラスを着用すること（JIS 規格に準拠していないサングラスは道路交通法の安全運転義務違反となる恐れがある点に留意すること）。

- ・ 昼間に路上及び運転に使用する眼鏡レンズの視感透過率は 8 パーセントを超えていなければならない。
- ・ 視感透過率 75 パーセント未満の眼鏡レンズは、薄暮又は夜間における路上及び運転に使用してはならない。

- (５) トンネル内通過時など、急に視界が暗くなる場面においてのサングラス着用については、運転に支障を及ぼすことがないように十分に留意すること。
- (６) サングラスの着用が、道路標識や信号機の灯火の見落としにつながることを、その性能を事前に確認すること。
- (７) サングラスの着脱時や手に把持した状態は、警戒態勢に隙が生じる原因となり得ることをよく認識し、受傷事故防止に配慮して警備業務を行うこと。

以上

別添2

○全警協 HP（カスタマーハラスメントへの取り組み）

<https://www.ajssa.or.jp/health/cushara>

○パスワード cushara25

STOP!

カスタマーハラスメント



対等な立場で、お互いに
尊重し合える社会を目指して

一般社団法人 全国警備業協会

このような行動・言動は カスタマーハラスメント に該当する可能性があります！

※全国警備業協会が実施したカスタマーハラスメントに関する調査結果等に基づいて作成しております

1号警備 施設警備 入館受付の混雑に腹を立て、机を叩き、警備員を怒鳴り散らす。  （暴言型）（威嚇・脅迫型）	1号警備 保安警備 警備員に対し、声かけ・追尾などをしているにもかかわらず「執勤に付け回されている」と繰り返しクレームを入れる。  （リビート型）
1号警備 空港保安警備 搭乗締め切り時間ギリギリに検査場に連れられ「乗り遅れたら、どう責任をとるんだ」などの罵声を浴びせる。  （暴言型）	1号警備 空港保安警備 空港での保安検査の際、「勝手に人のバックに触るな」と暴言を吐く。  （暴言型）
1号警備 機械警備 到着時間について落ち度がないにも関わらず、発砲から契約先到着までが遅いと叱責したうえ、マニュアルの変更を要求する。  （暴言型）（権威型）	1号警備 機械警備 平時に非常通報ボタンを何度も押し下し、長時間拘束する。  （時間拘束型）

2号警備 交通誘導警備 通行止め規制において、「通行止めは聞いていない」と警備員を怒鳴りつけたうえ、ギリギリまで車で詰め寄りクラクションを鳴らし威嚇する。  （威嚇・脅迫型）	2号警備 交通誘導警備 警備員は無関係の接触事故にもかかわらず、誘導した警備員に責任を転嫁し、修理代等を請求する。  （権威型）
2号警備 雑踏警備 花火大会などで、立入禁止区域に入ろうとしたところから、警備員に制止されたことから「警備員がなんで制止するんだ」と暴言を吐く。  （暴言型）	2号警備 雑踏警備 混雑している駐車場において、待たされていることに腹を立て、警備員の写真を手帳に撮影しSNSに投稿する。  （SNS／インターネット上での誹謗中傷型）
3号警備 貴重品運搬警備 ATM作業中に「何故、使えない」「作業なんて夜にやれ」と暴言を吐く。  （暴言型）	4号警備 身辺警備 アーティスト等の身辺警備をしている警備員に対し、ファンを止む行為が気に入らないと、暴言を吐く。  （暴言型）
その他 コールセンター等 電話で警備契約がない対応依頼があった際、対応のお断りをしたところ、突然感情的になり、「お前の名前は何だ」「今から行ってやる」と怒鳴る。  （威嚇・脅迫型）	その他 営業員 顧客が警備会社に怒鳴り込み、契約違反ではない警備員の言動につき、クレームを入れ「対応次第では他社に切り替える」と契約打ち切りをちらつかせ、著しい値下げなどの無理な要求をする。  （威嚇・脅迫型）（権威型）

もし、カスタマーハラスメントの被害にあったら・・・

※以下の対応はあくまで一例です。
業務内容、対応体制等の状況にあわせて、あらかじめ対応方法を準備しておくことが重要です。

（暴言型） 大声を張り上げる行為は、周囲の迷惑となるため、やめるように求め、侮辱的な発言や人格否定、名誉を毀損する発言に関しては、後で事実確認ができるように録音し、退去を求めましょう。	（威嚇・脅迫型） 可能な限り複数名で対応し、安全確保を優先する。状況に応じて、警察等の関係機関とも連携し対応しましょう。
（暴力型） 行為者から危害を加えられないよう一定の距離を保ち、可能な限り複数名で対応する等、対応者の安全確保を優先し、ただちに警察に通報しましょう。	（時間拘束型） 対応できないことを明確に告げる等の対応を行った後、膠着状態に至ってから一定時間を超える場合、毅然とした態度でお引き取りをお願いする。また、電話で長時間拘束された場合は電話を切ります。状況に応じて、警察等の関係機関とも連携し対応しましょう。
（リビート型） 繰り返し理不尽な問い合わせ等があった場合、次回は対応できない旨を伝え、それでも連絡がくる場合、通話内容を記録するとともに、窓口を一本化して、今後同様の問い合わせをやめるように伝えて毅然と対応します。状況に応じて、警察等の関係機関とも連携し対応しましょう。	（権威型） 正当な理由なく権威を振りかざし、要求を通そうとする場合、不用意な発言はせず、上位者の同席または交代する等の対応をとり、要求には応じないようにしましょう。
（セクシャルハラスメント型） 性的な言動に対し、現場では、録音・録画等により証拠を残しましょう。また、企業担当者は、現場の報告に対する事実を確認し、加害者には警告を行い、執拗なつきまとい、待ち伏せに対しては、施設への出入り禁止を伝え、それでも繰り返す場合には、警察等の関係機関とも連携し対応しましょう。	（SNS／インターネット上での誹謗中傷型） 掲示板やSNSでの被害について、企業担当者は、掲載先のホームページ等の運営者（管理人）に削除を求め、状況に応じて、警察等の関係機関とも連携し対応しましょう。

■カスタマーハラスメント対策企業マニュアル（厚生労働省）
<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000915233.pdf>

■警備業界におけるカスタマーハラスメントに対する基本方針
<https://www.ajssa.or.jp/health/cushara>

一般社団法人 全国警備業協会

別添3 全国安全週間の協力依頼（厚生労働事務次官）

全警協発第77号
令和7年5月12日

協会長 各位

(一社)全国警備業協会
専務理事 黒木 慶英

令和7年度全国安全週間の実施に伴う協力依頼について

謹 啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素協会運営につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、労働安全衛生等の推進につきましては、平素各位の格別のご尽力を賜っているところでありますが、このたび、厚生労働事務次官より別添文書のとおり、令和7年度全国安全週間の実施に伴う協力要請がございました。
つきましては、その趣旨をご理解の上、貴協会における諸活動に活用いただくとともに、管内加盟員各位に周知徹底をお願い申し上げます。
なお、本週間の実施に伴い、例年配布しております全警協作成の広報用ポスターにつきましては、セキュリティタイム5月号の付録として貴協会をはじめ各加盟員に送付する予定としております。

謹 白

厚生労働省発基安0425第2号
令和7年4月25日

一般社団法人全国警備業協会会長 殿

厚生労働事務次官
(公印省略)

令和7年度全国安全週間の実施に伴う協力依頼について

労働災害の防止につきましては、平素から格別の御協力を賜わり深く感謝申し上げます。
厚生労働省におきましては、産業界における自主的な労働災害防止活動を推進するとともに、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図るため、毎年、全国安全週間を主催しております。
本年も別添の「令和7年度全国安全週間実施要綱」に基づき、7月1日から7月7日までを安全週間、6月1日から6月30日までを準備期間として、
「多様な仲間と 築く安全 未来の職場」
をスローガンとし、全国一斉に積極的な活動を行うこととしました。
つきましては、この週間の趣旨を御理解いただき、関係機関及び傘下の団体等に対する周知等格段の御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和7年度全国安全週間実施要綱

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で98回を迎える。
この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しているところであるが、令和6年の労働災害については、死亡災害は集計開始以降最少となった前年を下回る見込みであるものの、休業4日以上の死傷災害は前年同期よりも増加しており、平成21年以降、死傷者数が増加に転じてから続く増加傾向に歯止めがかからない状況となっている。
特に、高齢労働者の増加等を背景として、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、また、死亡災害については、墜落・転落などによる災害が依然として後を絶たない状況にある。
また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和5年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進することが必要であり、計画年次3年目となる令和7年度においても、引き続き労使一丸となった取組が求められる。
以上を踏まえ、更なる労働災害の減少を図る観点から、令和7年度の全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

多様な仲間と 築く安全 未来の職場

2 期 間

7月1日から7月7日までとする。
なお、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とする。

3 主 唱 者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協 賛 者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

5 協 力 者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実 施 者

各事業場

7 主 唱 者、協 賛 者 の 実 施 事 項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。
(1) 安全広報資料等を作成し、配布する。

(2) 様々な広報媒体を通じて広報する。
(3) 安全パトロール等を実施する。
(4) 安全講習会や、事業者間で意見交換し、好事例を情報交換するワークショップ等を開催する。
(5) 安全衛生に係る表彰を行う。
(6) 「国民安全の日」(7月1日)の行事に協力する。
(7) 事業場の実施事項について指導援助する。
(8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対して、支援、協力を依頼する。

9 実施者が準備期間中及び全国安全週間に実施する事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、全国安全週間及び準備期間を利用し、次の事項を実施する。
(1) 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
(2) 安全パトロールによる職場の総点検の実施
(3) 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
(4) 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力呼びかけ
(5) 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
(6) 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

10 実施者が継続的に実施する事項

全国安全週間における取組をより効果的にするためにも、事業者は、準備期間及び全国安全週間以外についても、以下の事項を継続的に実施する。
(1) 安全衛生活動の推進
① 安全衛生管理体制の確立
ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
ウ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
エ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立
② 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
イ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
ウ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
エ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
③ 自主的な安全衛生活動の促進
ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
イ 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
④ リスクアセスメントの実施

- ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
- イ SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進
- ⑤ その他の取組
 - ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
 - イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
 - ウ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施
- (2) 業種の特性に応じた労働災害防止対策
 - ① 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策
 - ア 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
 - イ 経営トップが先頭に立つて行う安全衛生方針の作成、周知
 - ウ 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
 - エ 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発
 - オ パート・アルバイトの労働者への安全衛生教育の徹底
 - ② 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
 - ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
 - イ 荷主等の管理施設におけるプラットフォームの整備、床の凹凸の解消、照度の確保、混雑の緩和等、荷役作業の安全ガイドラインに基づく措置の推進
 - ウ 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
 - エ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
 - オ トラックの逸走防止措置の実施
 - カ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施
 - ③ 建設業における労働災害防止対策
 - ア 一般的事項
 - (ア) 「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく足場、屋根・屋上等の端、開口部、はしご・脚立等からの墜落・転落防止対策の実施、フルハーネス型墜落制止用具の適切な使用
 - (イ) 足場の点検の確実な実施、本足場の原則使用、「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく手すり先行工法の積極的な採用
 - (ウ) 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
 - (エ) 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
 - (オ) 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
 - (カ) 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
 - (キ) 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
 - イ 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」に基づく対策の実施
 - ウ 令和6年能登半島地震の復旧、復興工事におけるがれき処理作業の安全確保、土砂崩壊災害、建設機械災害、墜落・転落災害の防止等、自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策の実施
 - ④ 製造業における労働災害防止対策
 - ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施

- イ 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
- ウ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
- エ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
- オ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施
- カ 機械等製造者による、機械等を使用する事業者への、リスクアセスメント実施に資する残留リスク情報の提供
- ⑤ 林業の労働災害防止対策
 - ア チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
 - イ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保
- (3) 業種横断的な労働災害防止対策
 - ① 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策
 - ア 作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進
 - イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
 - ウ 「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化
 - エ 運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化の推進
 - オ 中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨
 - カ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施
 - ② 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策
 - ア 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」に基づく措置の実施
 - イ 母国語教材や視覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
 - ウ 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化
 - ③ 交通労働災害防止対策
 - ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
 - イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
 - ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
 - エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施
 - ④ 熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）
 - ア 熱中症のおそれのある作業者の早期発見のための連絡体制の整備等を内容とする改正労働安全衛生規則に基づく措置義務の徹底
 - イ 暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施
 - ウ 熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮
 - ⑤ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策
 - ア 請負人等が労働者と同じ場所で就業する場合における安全衛生の確保に必要な措置の実施
 - イ 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
 - ウ その他請負人等が上記10（1）～10（3）④に掲げる事項を円滑に実施するための配慮

全 警 協 発 第 81 号
令和 7 年 5 月 15 日

協会長 各位

(一社) 全国警備業協会
会長 村井 豪

令和 7 年度警備業功労者等表彰受賞者の決定について

謹 啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素当協会運営につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、このたび、みだしの表彰につきまして、警察庁並びに当協会において慎重審議の結果、下記の方々の受賞が決定いたしましたので通知いたします。
表彰式は、6 月 11 日開催の当協会定時総会の席上において行う予定としております。
詳細等につきましては、別途、直接受賞者の所属する協会宛に通知いたします。
謹 白

記

<警備業功労者等表彰> (警察庁長官並びに全警協会長連名表彰)

表彰の種別	氏 名	所属協会
警備業功労者	酒井 法丈	(一社)愛知県警備業協会 副会長
〃	松村 治彦	(一社)大阪府警備業協会 副会長
教育関係等功労者	赤松 幸一	(一社)東京都警備業協会 講師
〃	齊藤 忠好	(一社)群馬県警備業協会 講師
〃	石本 徳喜	(一社)福井県警備業協会 講師
〃	道家 清孝	(一社)岐阜県警備業協会 講師
〃	片岡 一郎	(一社)大阪府警備業協会 講師
〃	城丸 永久	(一社)広島県警備業協会 講師
〃	渡辺 英敏	(一社)熊本県警備業協会 講師
〃	奥島 憲一郎	(一社)沖縄県警備業協会 講師

以上